

青少年非行防止!



万引きは犯罪です!

☆明石市内初発型非行(万引き)取扱状況【小・中学生】

	万引き取扱総数	男子	女子
令和3年中	4	3	1
令和2年中	12	5	7
令和元年中	24	15	9

※令和3年中は暫定値(兵庫県警調べ)



- 万引きは、子どもであっても、絶対に許されません。
- 軽い気持ちでしたことが、窃盗罪となり、心にも傷を負います。
- 子どもの持ち物に関心を持ち、買い与えていない物を持っていないか、分かるようにしておきましょう。
- いざという時は、毅然とした指導が再犯防止につながります。

兵庫県下の少年非行件数は減少しており、非行の入り口といわれる万引きの件数も減少しています。しかし、実際は被害に遭っても、申告されていないケースも多々あると思われます。また、万引きをしてしまった動機として多いのが、「誘われて断れずに」という理由です。

悪いことはキッパリと断る勇気を持つことが大切です!

そして、「なぜいけないのか」ということを、よく考えてみる必要もあるのではないのでしょうか。



☆悪いことは悪いという認識をしっかりと持って、子どもの規範意識を育てることが大切です。



インターネット利用には、危険がいっぱい!



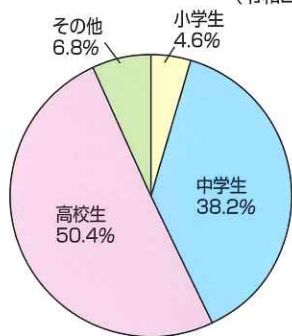
インターネットに接続できる機種もあります。

- スマートフォンだけでなく、音楽プレイヤーやゲーム機でもネットにつながります。
- ネットの長時間利用は、学力低下や睡眠障害、食欲不振などを招く危険性があります。
- 無料ゲームサイトでも、有料サービスを気づかず利用して高額請求されることがあります。
- 子どもが、インターネットを利用してどんなことをしているのか、関心を持ちましょう。



☆コミュニティサイトで被害を受けた青少年のうち、85.5%がフィルタリングを利用していませんでした。

☆年齢別の被害児童の割合 (令和2年)



- 犯罪者は、怪しげなサイトではなく、子どもが使いそうなサイトに良い人をよそおって忍び込んできます。
- 「複数交流系」(広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する)のサイトを利用した犯罪被害が急増しています。
- ネット上に悪口を書き込んだり、勝手に他人の写真や動画を投稿したりすることで、加害者になってしまうケースもあります。
- SNSでの個人情報の流出は、いやがらせ被害や性的被害につながることがあります。

☆ネットの利用時間や利用方法など、家庭のルールを子どもと一緒に作りましょう。

●家庭のルールの具体例

- ・困ったときはすぐに大人に相談する。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・知らない人からのメールに返信しない。
- ・お金がかかる場合は、親に事前に相談する。
- ・メールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・パスワードは、保護者が管理する。
- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・インターネットを使わない子を仲間はずれにしない。
- ・アプリをダウンロードする場合は、事前に親に相談する。
- ・他の家庭のルールを尊重する。 など



非行防止への第一歩(一人一人ができること) 大切なことは伝えましょう

- 子どもだけの夜間外出は、生活の乱れや、犯罪の被害者になることにつながります。
- 「夜間に外出させない(※)」「起床時刻や就寝時刻を決める」「家の手伝いをさせる」など、規則正しい生活を送るためのルール作りを家庭内で行いましょう。
- 日頃から子どもに心を寄せて、会話を多くし、子どものサインをつかみましょう。



※兵庫県の青少年愛護条例により「保護者は、特別の事情がある場合を除くほか、深夜に青少年を外出させないようにしなければならない」とされています。*深夜とは、午後11時から翌日の午前5時までをいいます。

